

津山市地域材利用新築住宅補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内(以下「市内」という。)の林業の振興と地域経済の活性化及び定住人口の増加及び少子化対策を進め、また、世代間の相互扶助を図ることを目的として、市内に自ら居住のための一戸建木造住宅を建築する者に対し、予算の範囲内において津山市地域材利用新築住宅補助金(以下「新築補助金」という。)及びJAS認定材の利用を促進する補助金(以下「JAS材促進補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)及び津山市林業振興補助金交付要綱(平成10年津山市告示第49号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和32年岡山県条例第21号)第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品(皮剥等の加工丸太を含む。)のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品をいう。
- (2) 主要構造部材 土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木をいう。
- (3) JAS認定材 岡山県美作県民局管内の真庭・勝英支局以外のJAS認定工場を取得した事業所の地域材。
- (4) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要領による補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者又は市外に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本市に住民登録する者。
- (2) 第4条の要件に該当する住宅を所有する者。
- (3) 建売住宅の場合は、売買契約を締結し、第9条第3項の規定による補助金の交付申請が補助金申込年度の3月31日までにできる者。
- (4) 新築工事完了後、速やかに入居し、3年以上定住することを誓約する者。
- (5) 申込日現在において、市税等の滞納が無いことを書面で確認できる者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者。
- (7) 国及び地方公共団体等が実施する事業において移転補償を受けて新築をしない者。
- (8) 市が実施する地域材利用促進のための普及啓発に協力できること。
- (9) その他市長が必要と認める要件。

(補助金の交付対象住宅)

第4条 この要領による補助金の交付対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する住宅とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業者と請負契約を締結した住宅。
- (2) 台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができる住宅。
- (3) 主要構造部材に、地域材を10 m³以上使用する住宅。
- (4) 延床面積(住宅部分の床面積)が80 m²以上の住宅。
- (5) 使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者であること。
- (6) JAS材促進補助金を申請する場合は、主要構造部材にJAS認定材を8 m³以上使用する住宅。
- (7) 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、第9条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降の住宅。
- (8) 補助金申請年度末までに、主要構造部材の施工が完了し現地確認が可能な住宅。

(補助金の額)

第5条 新築補助金の交付対象者、JAS材促進補助金の交付対象者への補助金額は別表第1のとおりとする。

- (1) 交付対象者は、新築した住宅の所有者のうち一人でなければならない。
- (2) 交付対象者は、新築した住宅の固定資産税の納税義務者とならなければならない。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として棟上げ20日前までに津山市地域材利用新築住宅補助金交付申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に関係書類を添付して市長に提出し、申込日から90日以内に棟上を行わなければならない。

2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。建売住宅の場合は、販売する者において申込みができるものとし、同条第2項第1号、第3号及び第5号から7号に掲げる書類の提出は、省略できるものとする。

- (1) 津山市地域材利用新築住宅補助金確約書(様式第2号)
- (2) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し(第8条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降のものに限る。)
- (3) 工事請負契約書の写し(印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること)
- (4) 住宅の平面図
- (5) 住宅の位置図(住宅地図等)
- (6) 申込者の市税等の完納証明書
- (7) 申込者の現住所の住民票
- (8) 定住誓約書(様式第3号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付予定者の決定)

第7条 補助金交付予定者の決定は、申込みを受理したものから先着順とする。

2 市長は、第6条の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。

3 市長は、前項の審査結果を補助金交付予定者決定通知書(様式第4号又は様式第4号の2)により申込者に通知するものとする。

(申込みの辞退及び取消)

第8条 前条の規定により補助金の交付予定決定を受けた者(以下「交付予定者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、辞退届(様式第16号)を市長に提出し、申込みを辞退しなければならない。

(1) 申込日より90日以内に棟上を行うことが出来ないとき。ただし、天候不良等の止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付要件を満たすことができない事由が発生したとき。

2 市長は辞退届の提出を受理したときは、取消通知書(様式第17号)により速やかに交付予定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請又は現地確認依頼)

第9条 第7条の規定により交付予定者は、原則として棟上げ10日前までに、津山市地域材利用新築住宅補助金交付申請書(様式第7号又は様式第7号の2。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、現地確認依頼書(様式第12号)を提出することとする。

2 前項に定める書類には次の各号に掲げる書類を添付する。

(1) 地域産乾燥材使用証明書(様式第10号又は様式第10号の2)

(2) 地域産乾燥材納材証明書(様式第11号又は様式第11号の2)

(3) 地域産乾燥材納材内訳書

(4) 納材業者から入荷した地域産乾燥材の確認写真

(5) JAS認定材証明書(様式第8号)(JAS材促進補助金を申請する場合)

(6) JAS認定材利用計画書(実績)(様式第9号)(JAS材促進補助金を申請する場合)

(7) JAS認定材の確認写真(JAS材促進補助金を申請する場合)

(8) その他市長が必要と認める書類

3 建売住宅の場合は、第10条の規定による現地調査後、補助金申込年度の3月31日までに対象住宅の購入者が申請しなければならない。申請書に、第6条第2項第1号、第5号から第7号に掲げる書類、売買契約書の写し及び第7条第3項に掲げる書類の写しを添付し、提出することとする。

(現地調査及び補助金の交付決定)

第10条 市長は、第9条第1項の規定による申請(現地確認依頼)があったときは、主要構造部材のうち地域材の使用量を審査するとともに、現地調査を行う。

2 市長は、前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。ただし、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

(1) 地域産乾燥材使用証明書(様式第10号又は様式第10号の2)に記載された建築業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会(以下「県木連」という。)の登録する県産材サポーターを設置していること。

(2) 地域産乾燥材納材証明書(様式第 11 号又は様式第 11 号の 2)に記載された乾燥材乾燥業者、製材業者又は納材業者が、県木連の登録する県産材サポーターを設置していること。

(3) JAS材促進補助金の交付要件を満たしていること。

3 現地調査については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。

4 市長は、調査員証(様式第 15 号)を毎年度ごとに交付することとする。

5 市長は、現地調査の結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の確定を行い、津山市地域材利用新築住宅補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 13 号。以下「確定通知書」という。)により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第 7 条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。建売住宅の場合は、現地調査の結果を津山市地域材利用新築住宅補助金現地確認通知書(様式第 14 号)により申込者に通知するものとする。

6 市長は、建売住宅の場合で第 9 条第 3 項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の確定を行い、確定通知書により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第 7 条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条第 5 項又は第 6 項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに補助金の請求を市長に行うものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市長が特に必要と認めたとき。

(台帳の作成)

第 14 条 市長は、この要領を適用して補助金の交付がされた住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

別表第1(第5条関係)

区 分	交付対象条件		補助金
新築補助金	市内に事業所を有する法人又は個人事業者(建築施工業者)が建築する住宅	地域乾燥材に係る乾燥材製材業者, 製材業者又は納材業者が, 岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者	300, 000円
		次の条件に全て該当する場合 ①地域乾燥材に係る乾燥材製材業者, 製材業者又は納材業者が, 岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者 ②10m ³ 以上の地域材を, 市内に事業所を有する法人又は個人事業者で乾燥, 製材及び納材した場合 ※上記条件を満たしている場合は, JAS認定材製材業者が市外であっても, 400, 000円の補助金とする	400, 000円

区 分	交付対象条件		補助金
JAS材 促進補助金	新築補助金の交付対象条件に該当している住宅	8m ³ 以上JAS認定材を利用した住宅 ※新築補助金と別の納材・製材業者でも対象とする	100, 000円